

---

種 別： 判例研究

タイトル： 電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた一事例（横浜地判平成 27 年 6 月  
9 日 LEX/DB25447348）

著 者： 穴沢 大輔

所 収： 『上智法学論集』第 59 卷 3 号（平成 28 年 2 月）369-374 頁

発行元： 上智大学法学会

---

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

---

## 判例研究

---

# 電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた一事例 (横浜地判平成 27 年 6 月 9 日 LEX/DB25447348)

穴沢 大輔

---

### 【事実の概要】

被告人は、一般貨物自動車運送事業等を営む a 株式会社 に運転手として勤務していた者であるが、いわゆる ETC システムを利用するに際し、同システムにおいて、高速道路流入時の接地車軸数によって料金車種区分が認識され、流出時に当該区分及び通行区間によって料金が決定されることを利用して、けん引車と被けん引車の接地車軸数の合計が 4 車軸であり料金車種区分上の特大車（以下「特大車」という。）である連結車両で高速道路を通行するに当たり、これらの車軸のうち 1 車軸を一時的に上昇させることにより、同システムに、同車両の接地車軸数の合計が 3 車軸であり料金車種区分上の大型車（以下「大型車」という。）である旨の虚偽の情報を与えて高速道路の通行料金の一部の支払を免れようと企て、2 回にわたり、b 高速道路 c 料金所において、同料金所直前まで接地車軸数が 4 車軸の状態で行ってきた各連結車両の車軸自動昇降装置をそれぞれ操作して一時的に同車両の後前軸を上昇させた 3 車軸の状態と同料金所 ETC レーンに進入し、同状態で同レーンに設置された車軸数計測器の上を通過して、真実は、同表記載の各車両がいずれも特大車であるのに、これらがいずれも大型車であると計測させ、同計測器に接続された ETC システムの利用による通行料金の算出等の事務処理に使用される電子計算機にその旨虚偽の情報を与えるとともに、当該計測結果を同電子計算機から送信させて同車両に搭載された車載器に挿入された ETC カードにその旨の情報をそれぞれ保有させた上、同料金所 ETC レーン通過後、各車両の後前軸が自動的に降下した状態で高速道路を通行し、d 高速道路 f 料金所ほか 1 か所において、同車載器から各流出料金所設置の前同様の各電子計算機に、真実は、同表記載の各車両がいずれも特大車として高速道路を通行したのに、これらがいずれも大型車であるとの虚偽の情報をそれぞれ送信し、株式会社 g h 電算室内に設置された

ETC システムの利用による通行料金の徴収等の事務処理に使用される電子計算機に前記虚偽の情報を与えて同車両の通行料金が同表支払料金欄記載の各金額である旨の財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作り、よって、前記 a 株式会社に同表特大車料金欄記載の各金額との差額の合計額である 1085 円相当の財産上の不法の利益を得させた。

弁護人は、被告人の車両は、流入料金所に流入した時点で 3 車軸の状態であり、特大車であったとはいええないから、ETC システムに虚偽の情報を与えたとはいええない旨主張したが、本判決はそれを認めず、電子計算機使用詐欺罪の成立を肯定した（懲役 1 年 6 月執行猶予 3 年）。

### 【判旨】

「流入料金所の ETC レーンに設置された車軸数計測器の上を 3 車軸の状態で通過したものの、……（1 分または 3 分後に一評釈者注）本線流入直後の時点で、既に後前軸が自動的に降下して 4 車軸の状態に戻っており、同状態のまま判示各流出料金所まで数十分にわたって通行したものであって、その間積荷に変動はなかったのであるから、そもそも、上記流入料金所を通過した時点において、その後の各通行区間を後前軸が上昇した 3 車軸の状態で行うことができないものであったと認められる。そして、前掲関係証拠によれば、上記車軸数計測器に接続された ETC システムの利用による事務処理の目的は、車両の通行区間及び同区間の通行時における料金車種区分に応じた通行料金の算出等にあると認められるところ、このことに照らせば、被告人において、上記各車両が各通行区間を 3 車軸の状態で行うことができないにもかかわらず、一時的に後前軸を上昇させた状態で上記車軸数計測器の上を通過し、3 車軸の大型車であると計測させたことは、上記事務処理に使用される電子計算機に虚偽の情報を与えたものというべきである（なお、被告人がこの点につき少なくとも未必的に認識し、認容していたことは、その供述内容から明らかであり、故意に欠けるところもない。）」

### 【評釈】

#### 1 はじめに

本判決は、高速道路各料金所を特大車で通行すべきにもかかわらず、大型車と判断されるように車軸を 4 車軸から 3 車軸にすることでいわゆる ETC シス

テムを不正に利用し、正規の通行代金の支払を免れた被告人に対し、電子計算機使用詐欺罪の成立を肯定したものである<sup>(1)</sup>。近時、自動改札機を利用したいわゆる電車のキセル乗車の事案について、東京地判平成 24 年 6 月 25 日（判タ 1384 号 363 頁）は本罪の成立を肯定しているため、そうした観点からは同様の結論に至るとの推測はなりたつものの<sup>(2)</sup>、虚偽の情報等、本罪の要件の内容はその特性において異なるため注意を要する。また、本件で不法の利益を得たのは、被告人ではなく勤務していた a 株式会社とされている。この点についても、最後に指摘しておきたい。

## 2 本罪の成否

これまでの下級審判例は、虚偽の情報を「当該電子計算機によるシステムにおいて予定されている事務処理の目的に照らして、その内容が真実に反する情報」と、立案担当者の見解と同様に定義し<sup>(3)</sup>、それぞれの事案にあてはめて結論を導いている。本判決も、それ自体は述べてはいないものの、「ETC システムの利用による事務処理の目的」をふまえ、3 車道通行ができないにもかかわらず、大型車として計測させたことをもって虚偽の情報としたことに鑑みると、これと軌を一にすると考えよう。すでに本罪の成否について他人のクレジットカード情報それ自体を正しく入力したとしても虚偽の情報にあたるとした最決平成 18 年 2 月 14 日（刑集 60 卷 2 号 165 頁）をもふまえると弁護人の主張は認められないと言える。なお、学説には、先の定義を限定しようとする見解はあるものの、こうした事案について虚偽性は否定していない<sup>(4)</sup>。

---

(1) 本件のような事案について、神奈川県警より、全日本トラック協会に対して、平成 26 年 10 月 14 日付で「高速道路における不正通行防止のための注意喚起について」という依頼文が出されている。そこには、支払い料金を免れたことについての電子計算機使用詐欺による摘発事実の他に、こうした行為が反復継続されると「軸やハブの破断の虞が極めて高いと思料」され、重大事故に至るという懸念も示されている。

なお、ETC システムについては、ETC 総合情報ポータルサイト <http://www.go-etc.jp/> を参照。また、料金徴収の方法については東芝未来科学館の HP（てくのろじい解体新書）にて、簡単な解説がなされている。[http://toshiba-mirai-kagakukan.jp/learn/sci\\_tech/kaitai/index\\_j.htm](http://toshiba-mirai-kagakukan.jp/learn/sci_tech/kaitai/index_j.htm) 参照。

(2) この事案では本罪後段が適用された。その意味で本件とは異なるものの、虚偽性等は同様の問題である。詳しくは、青木陽介「自動改札を利用したキセル乗車の場合の電子計算機使用詐欺罪の成否」上智法学論集 58 卷 3・4 号 53 頁参照。

(3) 米澤慶治編『刑法等一部改正法の解説』（1988）121 頁以下〔場の純男〕。

もっとも、本件の特殊性は2度の情報提供にあるため、もう少し分析する必要がある。債務免脱でもって不法利益の取得とする構成は、下級審判例において肯定されてきている<sup>(5)</sup>。その際にも学説から指摘されたことであるが、積極的な利益の移転と債務負担の免脱とは表裏の関係にはあるものの、別個の利益と言え、それぞれについて虚偽の情報(または不正な指令)付与を検討できるのである<sup>(6)</sup>。さらに、本件のような場合をも考えると、両者相まって、債務負担の免脱との関連性を検討することもできるはずである。本件では、入口である流入料金所のETCレーンの「計測器に接続されたETCシステムの利用による通行料金の算出等の事務処理に使用される電子計算機」に対して「特大車」を「大型車」と認識させ、さらに、出口である「流出料金所設置の前同様の各電子計算機」に対しても同様に認識させている。そして、この情報が相まって一定区間を「大型車」通行したという不実の電磁的記録が作成されたのである。そうだとすれば、債務免脱と構成しても、この意味では問題はないと言えよう<sup>(7)</sup>(なお検討を要するものの、本件は、流入料金所において、本来高速道路を利用できないにもかかわらず利用権が与えられたとみることもできた事案であったように思われる<sup>(8)</sup>)。

---

(4) 林幹人「電子計算機使用詐欺罪の新動向」NBL837号30頁参照。

(5) 東京地判平成7年2月13日(判時1529号158頁 いわゆるKDD事件)が公刊物では初めてのものとされる(伊藤渉「KDDの回線にパソコンで不正信号を送った上で国際通話を行ってその通話料金の支払を免れる行為と刑法二四六条ノ二」判例セレクト'95 36頁)。

(6) 債務免脱についての「財産権の得喪・変更にかかる電磁的記録」は料金課金システムのファイルになるので、それに向けた「虚偽の情報」の付与が必要である(芝原邦爾「コンピュータ詐欺(2)」刑法判例百選Ⅱ各論第5版109頁)。

(7) このような債務免脱構成を採ると既遂時期が遅くなってしまいかねないという疑念は残る。実際に債務免脱状態が発生するのは、信販会社から支払請求を受けたときからである。これを受けて、こうした取引がオンラインで結ばれていることを重視して不実の電磁的記録作成時に既遂を認める見解もある(西田典之『刑法解釈論集』(2013) 85, 86頁 [初出:『植村立郎判事退官記念論文集第一巻』(2011) 155頁])。もっとも、本件の場合には、支払も「大型車」分であったのだから、既遂であることに問題はない(立案担当者の見解でも、免脱の既遂時期については、「通常は、実際に過少請求がなされるに至った時点あるいは決済の行われるべきであった時点とすれば足りることが多い」としている(米澤・前注3 134頁))。

(8) もっとも、このような構成によると、本件のような場合には、被害額の算定がなされないことになりかねない(この意味では、利用権の料金把握が可能であった、本文中の最決平成18年の事案とは異なる)。たしかに、実際のケースでこのように解するのは難

とはいえ、こうした構成の方法とは別に、被害者との関係も一応問題となろう。すなわち、ETC システムにおいては、ETC カード利用の際に（クレジット機能を内在させており）、信販会社等がこの通行料金を立替え払いする仕組みが採られており、高速道路を運営する会社の実質的な損害が発生していないということもできそうだからである。この点につき、自己名義のクレジットカードを支払の意思及び能力なしに不正に利用した場合における議論<sup>(9)</sup>によれば、学説上、信販会社を被害者とする 2 項詐欺罪の成立を肯定する見解も有力であった<sup>(10)</sup>。もっとも、これによる場合には、いわゆる三角詐欺を認める必要があった。本罪では虚偽の情報が与えられて不実の電磁的記録が作成されればそれで足りることとされてはいるものの、異なる人を前提とした三角詐欺的な構成をとれなくはない。こうした取引では、事務処理用のコンピュータは人を介することなく相互にオンラインで処理を行うのが通常だからである。その意味では、自動的に処理がなされてゆくのである。したがって、本罪の成立を肯定することはやはり可能である。もっとも、下級審判例は、上述のクレジットカードの不正利用につき 2 項詐欺罪の成立ではなく、加盟店を被害者とする 1 項詐欺罪の成立を肯定している<sup>(11)</sup>。この意味で、本件でも、流出料金所の通過時に、債務負担の免脱が確定的となったと評価して高速道路管理会社を被害者とすることは可能である（なお、先に述べた利用権取得の構成によっても同様であろう）。

### 3 補論～第三者領得に関して～

本件では利益の取得者が被告人の勤務する「a 株式会社」とされた。これは、本罪における「他人にこれを得させた」という第三者の利益取得にあたりと評価されたことを意味する。たしかに、被告人が a 株式会社の支払を免れたさせたといえる。

---

しいかもしれないが、いずれかの流出料金所を通過するのは確実なので、「差額が生ずる」と、それを抽象化することはできないであろうか（首都高のように、ETC システムを利用し、一定料金を事前に支払うような場合は算定可能であろう）。なお慎重な検討を要する。さらに、積極利得構成につき、佐伯仁志「電子商取引をめぐる刑法上の犯罪」法学教室 240 号 33 頁参照。

(9) その行為が「欺もう行為」にあたるかについても議論があるが、ここでは論じない。

(10) たとえば、山口厚『刑法各論 [第 2 版]』264 頁以下。

(11) たとえば、福岡高判昭和 56 年 9 月 21 日（刑月 13 卷 8 = 9 号 527 頁）。

しかしながら、それだけで十分とは言えないだろう。本罪でも「前条に規定するもののほか」という文言である以上、246 条と同じく領得犯罪を前提とするという趣旨であろう。そうだとすれば、その評価も重要である。詐欺罪をめぐる判例では、第三者領得について無限定にこれを肯定する立場は採られていないといえる<sup>(12)</sup>。この点について詳論は避けるが、被告人の第三者に対する利欲的要素を検討すべきだと思われる<sup>(13)</sup>。

もっとも、本判決では、a 株式会社に利益を得させたとされてはいるものの、通行料金の差額分が被告人の歩合給増加に直接つながっているとも解しうる事案といえ、その意味で、第三者に得させているものの、自己に領得したと評価しうる事案であるように思われる<sup>(14)</sup>。

(明治学院大学法学部 准教授)

---

(12) 大判大正 5 年 9 月 28 日 (刑録 22 輯 1467 頁)。

(13) この点につき、拙稿「不法領得の意思における利用処分意思について (4・完)」明治学院大学法学研究 98 号 265 頁以下参照。

(14) 本判決の量刑理由では「その動機は、自己の運送業務における高速道路の通行料金を抑えることで歩合給を増やそうという利欲的で身勝手なもの」という評価がなされている。